

奄美市空き家等対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

奄美市長

奄美市規則第 4 号

奄美市空き家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奄美市空き家等対策の推進に関する条例(平成31年奄美市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の受付)

第 2 条 市長は、空き家等に関し情報の提供を受けたときは、次に掲げる書類を作成するものとする。

(1) 空き家等に関する情報受付書

(2) 空き家等管理台帳(別記第 1 号様式)

(調査)

第 3 条 条例第 8 条の規定による調査を行う際は、空き家等対策の推進に関する調査実施通知書(別記第 2 号様式)により当該所有者等に通知するものとする。

2 条例第 8 条の調査を行う調査員の証明書は、調査員証(別記第 3 号様式)によるものとする。

(認定基準)

第4条 条例第12条第1項の規定による特定空き家等の認定の基準は、別に定める。

(助言又は指導)

第5条 条例第13条の規定による助言又は指導は、空き家等対策の推進に関する助言・指導書(別記第4号様式)又は口頭により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第14条の規定による勧告は、空き家等対策の推進に関する勧告書(別記第5号様式)により行うものとする。

(命令及び事前通知)

第7条 条例第15条第1項の規定による命令は、空き家等対策の推進に関する命令書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の通知書は、空き家等対策の推進に関する命令に係る事前の通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(公開による意見の聴取)

第8条 条例第15条第3項の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、公開による意見の聴取請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第5項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

3 条例第15条第5項の規定による公告は、奄美市公告式条例(平成18年奄美市条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(代執行)

第9条 条例第16条に規定する措置を行う場合において、次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の文書 空き家等対

策の推進に関する戒告書(別記第10号様式)

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 空き家等対策の推進に関する代執行令書(別記第11号様式)

(3) 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証(別記第12号様式)
(公示等)

第10条 条例第17条第1項の標識は、別記第13号様式によるものとし、その設置は、当該空き家等の敷地内で、道路に面する場所その他近隣住民等が見やすい場所に行うものとする。

2 条例第17条第1項に規定する規則で定める方法は、奄美市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市のホームページへの掲載その他市長が適切と認める方法とする。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、条例第19条第1項の措置を講じるときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に、空き家等に対する緊急安全措置実施通知書(別記第14号様式)により通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 条例第19条第2項の規定により措置に係る費用を所有者等から徴収するときは、空き家等対策の推進(緊急安全措置)に係る請求書(別記第15号様式)で請求するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は，平成31年 4 月 1 日から施行する。